

地方の道路整備の促進を求める意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も重要な施設であり、安全・安心で活力ある地域づくりのためには、その整備・充実が必要不可欠である。

とりわけ、公共交通機関の脆弱な地域にとって、地域間を結ぶ道路ネットワークの整備は、高齢化、少子化の進む中で地域の自立的発展や地域間交流の促進を図るうえで一層重要となってきた。

出雲市においては、「交流人口1,200万人プロジェクト」を掲げ、近隣市との連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支える道路整備を進めているが、山陰自動車道の整備はもとより、多くの幹線道路や市民生活に密着した道路の整備さえも、未だ不十分であり、今後とも重点的、計画的に整備を図っていく必要がある。

このような状況の中、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになる。

よって、国におかれては、このような実情を理解され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に必要な道路整備を推進するために、社会資本整備総合交付金など道路整備予算の総額を確保すること。
その上で、島根県など整備の急がれる地域へ重点的に予算を配分すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること。
- 3 道路構造物の老朽化対策について、点呼・診断・補修に必要な補助制度の拡充等、財政措置の充実を図るとともに、老朽化対策に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年（2017）9月27日

出 雲 市 議 会